

宮城県自然保護員募集要項

令和8年2月4日

大河原地方振興事務所

1 勤務箇所 及び募集人員	角田市（一円） ····· 1名 七ヶ宿町（西部） ····· 1名 川崎町（北部） ····· 1名
2 応募資格	不問
3 募集期間	令和8年2月4日（水）から令和8年2月5日（木）まで ただし、応募者が勤務地毎に2名になった時点で期日前であっても締切とする。
4 身分	宮城県会計年度任用職員
5 業務内容	角田市の場合： ①県自然環境保全地域等の保全、②鳥獣の保護・管理及び狩猟、③自然公園の保護及び利用並びに④森林の保全の状況を把握し、自然環境の保全のための規制の措置の適正を期するために必要な指導及び監視 七ヶ宿町（西部）、川崎町（北部）の場合： ①県自然環境保全地域等の保全、②鳥獣の保護・管理及び狩猟並びに ③自然公園の保護及び利用の状況を把握し、自然環境の保全のための規制の措置の適正を期するために必要な指導及び監視
6 任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (うち勤務日数が15日に達するまでの間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合がある。)
7 勤務条件	角田市の場合： (1) 勤務日数 月4日以上10日以内とし、1ヶ月の勤務時間数の合計が31時間を超えない範囲とする。 七ヶ宿町（西部）、川崎町（北部）の場合： 月3日以上8日以内とし、1ヶ月の勤務時間数の合計が23時間15分を超えない範囲とする。 いずれの場合も、勤務日は職員の都合等により設定。 ただし、(6)の勤務しない日を除く。 (2) 始業及び終業の時刻 午前5時から午後9時59分までの間。最大7時間45分。 職員の都合等により設定。 (3) 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は、最低45分間。 なし。 ただし、緊急を要する場合にやむを得ず命ずる場合がある。 (4) 時間外勤務

- (5) 休日勤務 なし。
ただし、業務の必要がある場合は、休日に勤務を割り振り、休日を他の日に振り替えることがある。
- (6) 勤務しない日
・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)
- (7) 年次有給休暇 あり。
ただし、取得可能日数については年間勤務日数により個別に定める。
また、1日の時間についても平均日勤務時間により個別に定める。
- (8) その他の休暇 有給(公民権行使、官公署出頭、公務上の傷病、出勤困難、妊娠婦の健康診査、妊娠婦の休息・捕食、妊娠中の通勤緩和、産前産後等)
無給(生理日の就業困難、妊娠婦の保健指導又は健康診査に基づく指導事項、育児短時間勤務、骨髄等ドナー、私傷病等)
- (9) 育児休業等 育児休業:不可
部分休業:不可
- (10) 給与等 給与:1時間当たり1,212円
地域手当:18円
特殊勤務手当:350円(鳥獣捕獲等作業1日につき)
旅費:巡視業務に要した費用弁償を行う。
支払日:翌月21日(末日締め)
支払方法:本人指定口座へ振込
- (11) 各種保険 健康保険、厚生年金、雇用保険加入なし。
公務上の傷病については、「非常勤職員の公務災害補償に関する条例」により保証される。

8 申込み方法 会計年度任用職員(自然保護員)申込書(その1)(写真貼付)及び会計年度任用職員(自然保護員)申込書(その2)に必要事項を記載の上、下記申込先への持参又は郵送とし、郵送の場合は、募集期間内の消印有効とする。

9 選考方法 面接

10 選考日時 令和8年2月10日(火)から令和8年2月13日(金)までの間
(時間については、応募者と調整)

11 申込先 〒989-1243
柴田郡大河原町字南129-1 宮城県大河原合同庁舎内
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部
電話 0224-53-3252